

「第3期清流の国ぎふ森林・環境税」の制度案に対するパブリック・コメント結果

◆意見募集期間:令和3年10月11日～11月9日

◆いただいたご意見:17名、42件

◆いただいたご意見については、その要旨を記載しています。

岐阜県林政部恵みの森づくり推進課

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	ニホンジカの有害鳥獣捕獲はこれまでと同様、継続的かつ積極的に行ってほしい。	ニホンジカの個体数調整捕獲については、第3期においても引き続き実施する予定です。
2	里山を愛する地域団体の活動に予算が多く回るような予算計上をお願いしたい。	現在実施している清流の国ぎふ地域活動支援事業は、ニーズが高く、大変重要な事業であると認識しており、第3期においても引き続き実施する予定です。
3	県の森林・環境税と国の森林環境譲与税が環境保全の面で被るところがあるので、すみ分けをしていただきたい。	県森林・環境税は、管理意思がある森林所有者が行う森林整備の、国の森林環境譲与税は、管理意思がない森林所有者に代わって市町村が行う森林整備の財源として、すみ分けがされています。
4	第3期「清流の国ぎふ森林・環境税」を取り組むにあたり、先ず平成24年度からの2期10年間の実績を総括し、改めて同税実施の大原則を打ち出し、県民に広く周知して、1期5年毎に制度の是非を問うようなことはせず、恒常的な制度にシフトさせて欲しい。また、中期的な計画は1期5年を基本として、大原則に抵触しない限り、時代や状況の変化に応じて柔軟な対応も望みたい。	多くの事業を行っているため、事業の進捗状況や社会経済情勢等の変化を踏まえ、事業の廃止や新設等見直しを行う必要があることから、課税期間については5年程度が適当であると考えます。
5	今後、国の森林環境譲与税が本格的に動き始めた時、岐阜県独自の環境税にも注目が集まると思うが、国のメニューと整合性を取りつつ、存在意義が否定されない様、県の独自色を全面的に打ち出して欲しい。	県森林・環境税及び国の森林環境譲与税の森林整備のすみ分けの考え方はNo.3のとおりです。なお、国の森林環境税が税の使いみちを森林保全のための事業に限定しているのに対し、県森林・環境税では、森林保全だけでなく生物多様性の保全や水環境の保全などの取組みにも活用しています。
6	国有林での森林づくり等(下草刈り、間伐体験、森林環境教育等)を希望される団体が、「清流の国ぎふ森林・環境税制度」を活用できるよう、検討をお願いしたい。	地域の団体等が実施する森づくり活動を支援する「清流の国ぎふ地域活動支援事業」は、対象とする森林を限定しておらず、第3期においても同様とする予定です。
7	イノシシ、シカ、特にサルは個体数は異常な程増加し、里山の農林家は悲痛である。鳥獣捕獲を推進して欲しい。	ニホンジカの個体数調整捕獲については、第3期においても引き続き実施する予定です。なお、イノシシについては、国の補助事業の活用が可能のため、第3期は対象から除外する予定です。
8	ウッドショックに鑑み県民の森林・木材の関心が高まる中、森林空間・木育フェア等の支援を充実して欲しい。	第3期から森林空間を活用した活動の普及促進に取り組むほか、木育を推進するための市町村や学校等への支援等についても、引き続き実施する予定です。
9	一部の団体の定番申請は、絶対に止めさせるべきである。3～4年は受け付けないようにするべきだ。	清流の国ぎふ地域活動支援事業については、独自性のある取組みや内容の拡充を行った事業を採択するよう運用しており、第3期においても同様の考えのもと事業を実施する予定です。
10	パラマキ、周知不十分、使い方にも問題あり。環境税は、こらで一度止めるべきだ。	自然環境の保全・再生には相当な時間を要し、長期的な視点での取組みが必要であるため、引き続き、県民全体で支えていく必要があると考えます。なお、森林・環境税を活用した事業については、税の趣旨や社会情勢の変化を捉え見直しを図りながら進めるとともに、税の使いみちについては、一層の広報に努めてまいります。
11	(第3期の制度案については)これで充分である。一案、山林農村地帯の不在地主住宅周辺の竹林の拡大が心配である。	竹林の整備については、第3期事業においても、放置竹林整備や地域で活動する団体等に対する支援を予定しています。
12	地域住民の安全・安心を第一に考え、限界集落や廃村を防ぐためにも、里山林整備事業の採択要件の緩和及び予算枠の拡大を図り、早急の実施願いたい。	里山林整備事業は、毎年予算額を大きく上回る要望があるため、採択要件の緩和は予定しておりませんが、年度途中で予算を増額するなど予算確保に努めてまいります。

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
13	危険木除去の拡充をお願いしたい。平成30年の台風による風倒木が市内各所で発生し、林内では未だ処理できない状況であり、そのような光景を見た市民から、民家裏や隣地からの伐採の問い合わせが年間10から20件寄せられている。容易に伐採できない木が残っている状況であり、市民からのニーズに基づいた環境保全活動につながるものである。要件を満たし、事業化できるものについては、市担当の意見を元に採択するよう、要望する。	危険木の除去のニーズが高いことから、第3期においても継続する予定ですが、採択にあたっては、市担当の意見はもとより、現況を見ながら、人命への危険度等を考慮し、判断することとしています。
14	近年、SDGs(持続可能な開発目標)17項目の、GOALS(ゴール)達成が広く広報されており、森林保全活動(景観対策・獣害対策・森林教育・フィトンチッドで健康増進活動)が環境税により一層促進されている。又、「カーボンニュートラル」の実現は、森林の育成(除間伐・下刈・植栽)等の事業の拡大により達成されると思う。以上の理由から、環境税の継続を強く望む。	森林保全活動は、SDGs(持続可能な開発目標)や2050年カーボンニュートラルの実現のため、今後益々重要性が増す取組みであると認識しており、引き続き、第3期においても関連する事業を実施していく予定です。
15	3年後から始まる国の森林環境税と県独自の環境税が重なる事になるが、どのような用途に分類されるのか、事業予算は単純に2倍になると考えられるがどうか？	No.5に同じ
16	周辺には間伐適期に達していると思われる人工林が至るところで見受けられ、計画数量の見なおしが必要と考えられる。適切な計画量を大幅に増やす必要性の有無について(検討することが)、2030年及び2050年のSDGsに向けた国際的な目標達成では不可欠なことでは？また、私有林では、収入の見込みの少ない林の間伐は勿論のこと、主伐においても手びかえる風潮がみうけられ、どのような対処法を考えていくのか明らかにしていくことが必要と思われる。	SDGsの達成や2050年カーボンニュートラルの実現等を踏まえ、「第4期岐阜県森林づくり基本計画」(計画期間R4～R8)(現在策定中)においてお示しする予定です。
17	東濃地方は里山周辺における竹林面積の割合が少なくない。竹林の整備もSDGsの対象林として取り扱うことが可能かいなか？また、脱炭素上の扱いはどのようになっているのか示してほしい。	竹林を整備し、伐採した竹材を活用することはSDGsに資すると考えられます。
18	森林の分布は川上が中心であるが、水利や木材等森林資源の主たる活用は川下にある。下流の生活者から「愛知県など」の水源税的な制度化により、川上の森林整備資金の還流方法を考える必要性についての発想はあるや否や。	岐阜県の税を他県の方に課税することはできませんが、他県の方からも岐阜県内で環境保全活動に対して協力が得られるよう、岐阜県へのふるさと納税の使途としてメニュー化し、自然環境の保全・再生に活用しています。なお、国の森林環境税は、人口の多い川下から人口の少ない川上への森林整備資金が還流される制度設計となっています。
19	第3期環境税の制度について、国において県と全く同じ方式で「森林環境譲与税」として県民から税金を徴収することになると思う。現在のような県の環境税が県民等しく恩恵を受けていないような使用をするならば中止すべきである。ただし、継続する場合は「県民全体が必要として要望するものを吸い上げて実施するのであれば継続」してもよいと思う。	県森林・環境税と国の森林環境譲与税の使途は明確にすみ分けがされています。なお、第3期の事業については、県政モニターアンケートや森林・環境税事業成果報告・県民意見交換会などでの幅広い方からのご意見等を参考にさせていただきながら、事業を検討しております。
20	(No.19続き)具体的には、新植や保安林の整備、山崩れの予見される箇所等の調査等億単位の事業は国で行っているため、その他のものを採択すること。 ①市街地の住民生活に直接かかわる林地の整備補助 ②単木でも、台風等あった場合に倒木等のおそれのある樹木の枝打ち等の補助 ③造林木の成長により、集落に日当が悪くなった箇所の伐倒処理補助	県森林・環境税は、国の補助事業や国の森林環境譲与税で対象としていない事業に活用しています。①については、里山林整備事業にて、危険木の除去とバッファゾーンの整備を実施する予定です。②③については、一定面積以上の危険木の除去の要望が多く寄せられる中、それらの要望により多く応えるため、単木等の除去に係る支援は予定していません。
21	里山(街場)には、子供や身障者の遊歩場所等県下には「森林とレクリエーション」の場が相当あると思っている。これらを、老人、婦人、子供、身障者等に分けて、県民がネットで見て利用することができるようなシステムで構築する。現在でも「長良里山遊歩コース」には、毎日のように各種の子供達が来ている。広報もない県だから、各種の「森林レクリエーション」の場所や、その利用についてネットで発信することを望む。県民が要望するものに答えること。小さくても多くの事象に対応することを望む。	生活環境保全林や市町村等において管理している森林公園等は、個々にホームページ等で情報発信しているところですが、県民のみならずが利用しやすい情報発信について、今後の検討課題とさせていただきます。
22	国にも同様の税金があると思うが、なぜ国と県が同じような税金を取るのか。重複しているのではないか。	No.5に同じ
23	コロナ禍で企業も家庭も疲弊している中、2～3年は税金の徴収を中止してはどうか。それこそが真の国民に対する奉仕である。	自然環境の保全・再生には相当な時間を要し、長期的な視点での取組みが必要であるため、引き続き、県民全体で支えていく必要があると考えます。
24	県民税をはじめとする県税を納めており、森林・環境税が始まる以前は県民税を含む税収から林業関係予算も支出されていたと思うが、なぜ森林・環境税が県民税に上乗せされる形で徴収されるのか。県税の二重徴収ではないか。	森林・環境税は、それまで県民税等を財源として取り組んできた木材生産を目的とした林業施策ではない、公益的機能の発揮を重視した森林づくりや環境対策のために導入しており、国の補助事業や国の森林環境譲与税で対象としていない事業に活用しています。

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
25	環境保全や災害防止に対する県民のニーズが高いのであれば、税金の使い道はそこに集中すべきであり、間伐や木材の利用促進、業として成り立つ林業支援に使われるべきであって、一般住民を対象としたイベントや啓発活動はいらないのではないのか。	県民の自然環境の保全・再生に係る意識の醸成のため、また森林・環境税の使途を明確にし事業を進めていくためにも、啓発などの取組みは必要であると考えています。
26	税金の使い道は、本来なら山の所有者や森林事業者がすべき作業、負担すべき経費も対象になっていると感じる。山の所有者は何をしているのか、税金をつぎ込む理由について説明願いたい。	森林・環境税による森林整備は、収益を目的とする木材生産ではなく、すべての県民が恩恵を受ける公益的機能の維持増進を目的としたものであることから、森林所有者ではなく、県民の皆様のご負担により事業を実施しています。
27	この税金を管理するための時間、労力、人員などのコストはいくらかかっているのか。	時間等を具体的に算出することは困難ですが、清流の国ぎふ森林・環境税事業推進事業（県森林・環境税の広報や、第三者機関による事業評価、成果報告書の作成等）に、令和2年度は330万円程度使用しています。
28	林業では生活が成り立たない、樹木を切れば切るほど赤字になる、低価格の外材に太刀打ちできない、などが日本林業の現状かと考えるが、これらのことに対する解決策を合わせて提示してもらいたい。	第3期県森林・環境税と同一期間（R4～R8）の計画である「第4期岐阜県森林づくり基本計画」（現在策定中）において、岐阜県の林業・木材産業の振興における取組み等についてお示しする予定です。
29	「使途を県民に対して明確にする」とか、「使途事業の内容及び過程・結果を広く県民に公表する」とあるが、そのようなものを見たことがない。県のホームページに掲載したとか、県の施設に配架してある程度ではダメで、もっと効果的に公表してもらいたい。	これまでも県のホームページはもとより、テレビや県イベントでのPR、県民フォーラムや事業成果報告・県民意見交換会など、様々な場面で広報を実施してきたところです。今後も効果的な広報について努力してまいります。
30	同じ税金を払うなら、「コロナで困っている人を助ける税」、「社会的弱者を救う税」、「子育て支援税」といった名目の税金を払いたい。なぜ、森林・環境を目的とするのか、意味がわからない。	森林や環境は、県民の皆様の社会・経済活動の基盤であり、SDGsや2050年カーボンニュートラルの実現に重要と考えます。
31	市町村へのアンケート調査や、市長会・町村会・各種団体等から、制度の継続要望があるとのことだが、単に「金が欲しい」という理由ではないのか。必要とされる制度であれば、県が主体となるのではなく、継続要望がある市町村や各種団体に主体を移してはどうか。	自然生態系の保全・再生の効果は、市町村等の特定の区域に留まることなく、県全域に効果が及ぶものであるため、制度の運営については、県主体で取り組むべきであると考えております。なお、事業の多くは市町村や各種団体が、地域の実情に応じて実施しています。
32	清流の国ぎふ森林・環境税を活用して、行政をはじめとして様々な団体が100年先の森林づくりの推進や自然生態系の保全と再生に向けて事業を展開しており、大いに成果をあげているところである。こうした取組みは、継続して実施していくことが重要であり、併せて長期的な視点に立ったきめ細かな支援が必要となることから、今後も清流の国ぎふ森林・環境基金事業が継続されることを期待する。里山林整備事業は、自治会で積極的に取り組んでおり、危険木の除去やバッファゾーンの整備を行うことにより、自分たちが里山を守っていくんだという気運の醸成に繋がっている。こうした事業が継続されるようお願いするとともに、森林内にある木製の階段、木橋、東屋等が経年による腐食が進み劣化が見られることから、既存施設の改修についても引き続き事業メニューで対応できるようお願いしたい。	里山林整備事業は、第3期も継続的に実施する予定です。また、既存施設の改修など施設の整備については、里山林整備事業から切り離して、森林空間の活用に向け新たに事業化し、支援を行う予定です。
33	次世代の業界人を育成する観点から海外の先進地を若い（30～40代）意欲有る業界人に視察して貰い、これからの業界のあるべき姿を報告書にまとめて貰う。私も30～40代の頃、北欧・ヨーロッパ・アメリカの林業・製材・建築業界を視察して刺激された。木造住宅性能・10階建て等、マーケットからどのような木材製品需要があり、その為に製材業・林業がどのように成り立っているかマクロ的な見方を持った人材を育ておくことが大切である。荀子の言葉に「着眼大局・着手小局」と言うように大局的に物事が見られる人材育成が大切である。	建築業界等における人材育成については、県森林・環境税ではなく、県の一般財源で原木流通、加工、製品流通の研修等を実施しています。
34	新規事業「脱炭素社会に貢献する森林づくり事業」について（環境保全林内の皆伐地のうち天然更新が見込めない森林に早生樹等を植栽することで森林吸収源対策を行うとのこと） 環境保全林とは、環境保全の機能を期待されている森林であると思うが、そこを皆伐するというのはどういうことなのか？森林行政として許されているのか？	環境保全林は公益的機能の発揮を重視する森林であるため、将来的には針広混交林にすることを目指しています。しかし、過去には皆伐された後、植林しないままとなっている森林も見受けられます。そこで、そうした森林の公益的機能を回復するために、早生樹等を植栽することを考えています。
35	環境保全林の皆伐地で天然更新が見込めない森林が年間13ヘクタールあるとのことだが、そんなにたくさんあっていいのか？伐採の基準を見直す必要があるのではないのか？	No.34に同じ
36	環境保全林を皆伐した木材を売った収益はだれが得ているのか？伐採後得られた利益で植林をしたいが、費用が高いため補助しますという話ならまだ理解できるが、伐採で得た収益はそのまま自己負担もなく植林を環境税で行うということは使い方として適当なのか？	木材の収益は、森林所有者の収益となります。当事業の対象は、皆伐後に天然更新がされる見込みのない箇所を対象としています。カーボンニュートラルや公益的機能発揮の観点から、やむを得ない森林に限定して支援をしてまいります。

No.	ご 意 見	ご意見に対する県の考え方
37	環境税で植栽した木の木材の所有権はだれのものになるのか？所有者のものになるのであれば、また数十年後に同じことが繰り返されるのではないのか？	植栽木の所有権は森林所有者のものとなりますが、事業の実施あたり「(仮称)脱炭素社会に貢献する森林づくりに関する協定書」を締結することとし、その中で今後のことを検討してまいります。
38	皆伐後に植栽をしないでも、環境税で植えてくれるとなれば、植栽をしない事例が多発するモラルハザードが引き起こされるのではないのか？現状年間13ヘクタールも更新ができていない状況なのに、有効性のある対策が打てるのか？	当事業の対象はNo.36のとおりですが、事業実施においては、「(仮称)脱炭素社会に貢献する森林づくりに関する協定書」に加え、「(仮称)皆伐・再造林推進ガイドライン」に基づき、森林所有者・伐採者・造林者の3者が協定書を締結し、それぞれの責務(災害対策等)を明確にしたうえで皆伐・再造林を実施することとしています。
39	早生樹等の「早生樹」とは何を指すのか？「等」とは何を指すのか？	早生樹については、これまでに県内での植栽試験の実績がある「コウヨウザン」、「センダン」の他、「ヤナギ類」等を想定しています。 また、スギやヒノキのエリートツリーや適地適木の観点からその地域にあった樹種(カラムツなど)も植栽できるようにしたいと考えています。
40	「早生樹等」に外来種(海外からのみでなく、国内移動も含めての外来種)や園芸種がある場合、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性が低下することにはならないか？生物多様性の低下を引き起こしかねない事業が環境税の用途として適当なのか？	早生樹については、国の補助金も対象となっており、中国・四国地方や九州地方をはじめ、他県での造林も始まっているため、そのような知見も得ながら、慎重に進めてまいります。
41	植栽した樹木が、根系などでの繁殖や、種子での繁殖をする恐れはないのか？繁殖して在来種を駆逐するような場合、地域生態系にとって取り返しのつかないことになる恐れがあるが、そのことについてどう考えているのか？	No.40に同じ
42	「脱炭素社会」を目指すために植栽をするのであれば、植栽する「早生樹等」の炭素蓄積量はどの程度であるか？従来の植栽より少なくなることはないのか？(少なくなるようであれば早生樹等を植栽する意味がないのではないのか？)	「コウヨウザン」や「センダン」等は従来の植栽樹種であるスギやヒノキと比較し、成長が早いこと、植栽後一定期間内においては炭素蓄積量が多くなることが想定されますが、他県での知見を得るとともに、県森林研究所による調査等も行っていく予定です。